

第5章 農 蚕 園 芸 局

第1節 水田営農活性化対策

1 水田営農活性化対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策（46～50年度）、水田総合利用対策（51、52年度）、水田利用再編対策（53～61年度）、水田農業確立対策（62～平成4年度）に続いて、平成5年度から水田営農活性化対策を実施している。

(2) 水田営農活性化対策の概要

ア 趣旨

生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即し、

(ア) 水稲作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立

(イ) 他用途利用米を含む望ましい米づくりの推進

(ウ) 生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立への環境づくり

といった点に重点をおいて推進する。

イ 期間

平成5～7年度までの3年間とする。

ウ 推進体制

農業者・農業団体の一層の主体的責任を持った取組を基礎に、行政機関、農業団体等が一体となって推進する。

エ 転作等目標面積等

(ア) 転作等目標の決定の原則

a 転作等目標面積は、需給均衡を図ることを基本とし、国が、生産者団体、地方公共団体の意見を聴き、決定する。

b 転作等目標面積の総数及びその都道府県別配分数量は、期を通ずる需給計画に応じて定めるものとする。ただし、作柄、在庫数量等に応じ調整することがあるものとする。

c 水田営農活性化対策の転作等目標面積は、676千haとしたが、平成6年度については、5年産米の不作

から、早期に所要の在庫造成を行うため、76千ha緩和し600千haとした。

(イ) 転作等目標面積の配分

a 都道府県・市町村別の目標面積の配分は、行政と生産者団体の共同責任で、双方が協議の上決定し、配分通知は両者が行う。

b 転作等目標面積の配分を受けた市町村及び農業協同組合は、一体となって農業者の希望を聴しつつ、農家間・集落間の調整、地域間調整等を行いながら、農業者別の転作等目標面積を決定するものとする。

c この場合において、市町村及び農業協同組合は、地域の実情に応じ双方協議の上、市町村による農業者別の仮配分を併用しつつ、農業協同組合による農業者別の配分・調整等が極力行われるよう努めるものとする。

d 生産者・生産者団体の主体的取組により、関係者の合意の下、転作等目標面積の市町村間・都道府県間の調整を一層推進する。

(ウ) 転作等として扱われる対象及び作物

a 転作等として扱われる対象（転作、水田預託、自己保全管理、土地改良通年施行、他用途利用米・需要開発米生産等）、転作物種の種類については、水田農業確立後期対策と変わっていない。

b 平成4年8月1日以降かい廃された水田については、その全面積を転作等の実績としてカウントすることができるものとする。

オ 転作等目標面積の配分の基準

転作等目標面積の都道府県別配分については、水田農業確立後期対策における転作等目標面積を基礎に新政策に示された基本方向や多様な需要に即応した米づくりを進めるとの観点から

(ア) 稲作の生産性

(イ) 担い手のウエイト

(ウ) 農業依存度・稲作依存度

(エ) 4年度の転作緩和下での水稲作復帰状況

の要素を踏まえ、他用途利用米の確保等制度別・用途別米生産の誘導にも配慮しつつ、地域農業の実態等を勘案して行った。

6年度には、

(ア) 水稻作付への意向

(イ) 担い手のウエイト

(ウ) 稲作生産性

(エ) 早期出荷力

(オ) 他用途利用米の削減数量

を要素として緩和された。

カ 助成体系

(ア) 助成措置については、生産性の高い水田営農の確立を図るとともに、「奨励金依存からの脱却」の要請にも適切に対応する観点から、転作の実効確保面における激変緩和の要請にも配慮して、これまでの基本額・加算額という助成体系の抜本的な見直しを行った。

(イ) また、これまでの対策による団地化、生産の組織化、産地形成等や土地・水利用の調整等の成果を踏

まえ、これを更に推進するとともに新政策に示された方向に即し、

a 規模の大きな経営体の育成・助長のための効率的な転作営農の推進

b 果樹、転換畑等の定着型転作営農の一層の推進に重点をおいたものとする。

(ウ) 助成金の体系と水準は表1、2のとおりとする。

(3) 6年度における水田営農活性化対策の実施状況

ア 6年度における水田営農活性化対策の転作等実施面積は、588千haであり、101.5%の実施率となっている。都道府県別には、秋田県を除く都道府県では目標面積を上回っている。

イ 転作等実施面積588千haのうち、転作が349千haで全体の約6割を占めており、これに他用途利用米生

表1 助成の種類及び内容

種 類	内 容
(1) 高度水田営農推進助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせたい望ましい営農を図るための助成
(2) 水田営農確立助成	
ア 規模拡大型	転作田を含めた水田の利用権の設定等により中核農家等の規模拡大を図るための助成
イ 生産組織型	中核農家等を中心に組織される生産組織による稲作及び転作の組織化を図るための助成
ウ 団地形成型	転作田の団地化を進めるための助成
エ 畜産複合型	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
オ 産地形成型	農業協同組合を中心に転作作物による産地形成を図るための助成
カ 定着性転作型	果樹、転換畑、林地等定着型転作の拡大を図るための助成
キ 特選型	知事が地域の実情に応じて要件等を定める助成
(3) 地域営農推進助成	農業協同組合、市町村等が中心となって地域の水田の土地・水利用及び水稻作・転作を通ずる営農の調整を計画的に推進するための助成
(4) 地域集約・複合型転作推進助成	中山間地域等における望ましい転作営農を計画的に推進するための助成
(5) 特定転作推進助成	一般作物転作及び永年性作物等転作の推進を図るための助成
(6) 計画推進助成	対策の推進に伴う計画の作成等を円滑に推進するための助成

表2 助成補助権の体系と水準

区 分	単価 (千円/10a)				
	高度水田営農推進助成	地域営農推進助成	地域集約・複合型転作推進助成	特定転作推進助成	計画推進助成
	水田営農確立助成				
一般作物 〔麦・大豆・飼料〕 〔作物・花き等〕	先進型 33	10	7	3	4
	育成型 26				
	20 (10)				
永年性作物等 〔果樹・転換畑・〕 〔林地・養魚〕	—	10	—	3	4
	20	10	7	—	4
	先進型 5				
特例作物 〔野菜・たばこ等〕	育成型 5	—	—	—	4
	5				
	(5)				
水田預託	—	—	—	—	4
土地改良通年施行	—	—	—	—	4
自己保全管理	—	—	—	—	4

表3 都道府県別転作等目標面積と実施面積

区 分	4 年 度		5 年 度		6 年 度	
	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積
全 北 都	697,853	750,500	673,386	713,286	579,439	588,215
海 府	112,064	112,767	100,311	100,886	76,326	76,609
国 道 県	585,789	637,733	573,075	612,400	503,113	511,606
青 岩 森	21,435	23,841	21,629	23,163	20,654	20,900
東 宮 手	20,751	23,238	20,398	21,288	18,664	19,053
秋 城	18,600	20,336	17,927	18,684	16,005	16,227
北 山 田	30,500	26,062	28,013	24,693	22,563	18,989
福 形	17,598	18,421	16,241	16,799	14,211	14,415
小 計	22,639	25,214	22,208	24,128	21,235	21,282
関 小 計	131,522	137,112	126,415	128,754	113,332	110,867
茨 城 木	25,432	28,511	24,625	27,329	22,610	24,069
栃 群 馬	27,722	30,265	26,066	28,069	21,377	21,955
埼 玉	9,569	10,723	9,499	10,336	7,760	7,924
千 葉	15,596	17,068	15,468	16,644	14,155	14,793
東 京	18,278	20,460	17,184	18,905	15,637	16,311
神 奈 川	439	516	461	501	459	485
東 山 梨	2,303	2,620	2,648	2,729	2,072	2,156
長 野	3,562	3,991	3,567	3,892	3,509	3,564
静 岡	18,154	19,661	17,733	18,473	16,093	16,234
小 計	10,067	11,450	10,049	11,104	9,340	9,474
北 小 計	131,121	145,267	127,299	137,981	113,011	116,966
新 潟 湯	27,817	28,803	25,236	27,133	22,163	22,456
富 山	12,812	13,653	11,980	12,579	8,109	8,226
石 川	8,073	8,722	7,770	8,304	6,000	6,081
福 井	7,548	7,788	7,123	7,414	3,940	3,955
小 計	56,250	58,966	52,108	55,430	40,213	40,718
東 岐 阜	12,710	14,276	12,943	14,009	10,430	10,734
海 愛 知	15,380	16,941	15,344	16,486	13,381	13,691
三 重	12,102	13,611	11,800	13,101	9,545	10,273
小 計	40,191	44,828	40,087	43,597	33,356	34,697
近 滋 賀	10,226	10,979	9,740	10,389	5,206	5,291
畿 京 都	6,020	6,750	5,893	6,360	4,957	5,056
大 阪	4,376	4,796	4,459	4,727	4,454	4,602
兵 庫	20,548	21,934	20,165	21,508	18,027	18,849
和 歌 山	6,220	7,061	6,303	6,920	6,030	6,430
小 計	4,180	5,047	4,296	4,910	4,411	4,633
中 鳥 取	51,569	56,567	50,857	54,813	43,084	44,861
国 島 根	6,995	7,370	6,803	7,053	5,712	5,804
岡 山	7,355	8,134	7,281	7,828	6,676	6,757
山 口	14,883	17,262	14,905	16,812	13,506	13,680
徳 島	12,454	13,987	12,467	13,764	11,899	12,270
香 川	10,065	10,691	10,298	10,985	9,710	9,789
愛 媛	6,770	7,391	6,933	7,472	5,930	6,214
高 知	7,479	8,265	7,540	8,130	6,510	6,665
小 計	7,430	8,243	7,553	8,002	6,900	6,986
九 福 岡	9,815	11,030	9,810	10,892	9,630	9,784
州 佐 賀	83,247	92,374	83,589	90,940	76,473	77,949
熊 崎	19,080	20,766	19,280	21,170	17,720	18,241
大 本	10,241	10,787	10,232	10,624	6,710	6,860
宮 崎	5,897	6,454	6,070	6,278	5,580	5,684
鹿 児 島	19,474	22,226	19,562	22,053	18,740	19,091
小 計	9,953	11,340	10,116	10,934	9,609	9,814
目標達成率 (%)	12,685	14,680	12,706	13,930	11,166	11,483
	14,559	16,367	14,753	15,896	14,120	14,376
	91,889	102,619	92,719	100,885	83,645	85,548
	108		106		102	

産の74千ha、実績参入の123千haを加えた3態様で全体の9割を占めている。

ウ 主要な転作作物については、転作等目標面積が緩和されたこともあり、各々1～2割程度減少しているものの、飼料作物(88千ha)、麦(32千ha)、大豆(26千ha)及び野菜(116千ha)の4作物で、転作実施面積全体の約7割強を占めている。

第2節 先進的農業生産総合推進対策

1 対策の趣旨

我が国農業をめぐる内外の社会、経済情勢の変化の中で、依然として米の潜在的な需給ギャップが存在し、土地利用型農業部門の規模拡大と生産性向上の立ち遅れ及び高齢化の進展等を含めた担い手の脆弱化等の諸問題が顕在化してきており、他方消費生活の成熟化に伴う高品質志向等、消費の多様化の更なる進展が見られる。

さらに、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う今後の国際化の進展に対応した国内農業の生産体制の強化が一層求められている。

この対策は、このような情勢を踏まえ、各地域における農業生産を将来にわたり維持・発展させ、もって国民の食料の安定供給を確保し、農業者及び消費者双方の生活の安定と発展を図る観点から、産業として自立し得る農業の確立に向けて、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、①経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成及びこれを支える青年農業者を始めとする優れた人材の育成確保、②「土地利用型農作物生産性向上指針」、「畑作農業の生産性向上等の指針」等に沿った効率的な生産単位の形成とこれを基本とした地域農業生産システムの構築、水稻と転作作物の麦、大豆等を組み合わせた合理的な土地利用・作付体系を実現することにより、水田の持つ高い生産力を最大限に発揮する地域輪作農法の推進、③消費志向の多様化に対応した高品質農産物の生産及び流通の合理化のための体制整備、農業者自らの創意工夫による生産技術の高度化並びに新たな需要の創出につながる多様な農業の展開の支援、④持続的かつ基礎的な生産基盤となる地力の増進及び優良種子種苗の供給条件の整備、⑤国際化の進展等の中で早急な対応を求められている産地の再編及び畑作地域における畑作生産基盤の改善の支援のための緊急的な条件整備、⑥環境保全型農業の推進、⑦生産性の高い転作営農等の確立、⑧気象条件

に左右されにくい安定的な生産基盤の確保等を図るとともに、⑨ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに対応した国内生産体制の強化のための諸施策を先進的技術を導入することにより総合的、計画的に実施し、優れた人材による農業生産力の維持向上を実現し、多様な消費・需要動向に応じ得る生産基盤の育成を図ることとしている。

このため、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域的主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画に基づき小規模土地基盤の整備、共同利用機械施設の整備、地力の増進、生産組織を始めとする効率的・安定的な経営体の育成等を内容とする事業（以下「先進的農業生産総合推進対策事業」という。）を普及組織の濃密な指導援助の下に総合的、計画的に実施するものとする。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、地域農業生産システムを確立するとともに生産性の高いモデル産地の育成を図る等地域における先進的な農業生産を総合的に振興するという観点から、次の事項をねらいとして推進するものとする。

- (1) 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成確保を図ること。
- (2) 効率的生産単位の形成等により、生産性の高い農業生産の担い手等を育成し、これを基本とした地域農業生産システムを広く構築することによるその生産シェアの拡大を図ること。
- (3) 稲作と転作が有機的に結合した土地利用及び作付体系を実現すること等により水田農業の確立に資すること。
- (4) 生産性の向上の目標等を設定し、先進的な高効率生産技術の導入等により、生産性の向上を図ること。
- (5) これらを通じて生産性の向上、品質の向上等を基本とした農業生産の再編成と活力ある農村地域社会の形成に資すること。

3 対策の概要

先進的農業生産総合推進対策の進め方、内容等については次のとおりである。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たっては、今

後おおむね10年後を見通し、その指針となる当該都道府県又は市町村における当面5年後を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとする。

なお、県基本方針及び市町村振興計画は、畜産活性化総合対策基本要綱（平成4年4月9日付け4畜第709号農林水産事務次官依命通達）第3に定める振興計画等と一体的に策定するものとし、また、水田営農活性化対策実施要綱（平成5年4月1日付け5農蚕第1500号農林水産事務次官依命通達）第4に定める都道府県水田営農活性化基本方針及び市町村水田営農活性化計画との連携に留意するほか、農業経営基盤強化に関する基本方針（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に基づく基本方針をいう。）及び農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想（農業経営基盤強化促進法第6条に基づく基本構想をいう。）との整合性に配慮するものとする。

ア 県基本方針

(ア) 県基本方針の策定

都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする県基本方針を策定するものとする。

- a 農業生産の総合振興に関する基本方針
 - b 効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成方針
 - c 農業構造の変化等を踏まえた将来のあるべき農業生産の展開の基本方針
 - d 将来の農業生産のモデルとなりうる地区の育成のための各種事業の導入方針
 - e 地域輪作農法の展開方針
 - f 生産性の高い転作営農等の展開方針
 - g 指導推進体制の整備方針
 - h その他必要な事項
- (イ) 県基本方針の協議

a 都道府県知事は県基本方針を策定するときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農蚕園芸局長及び食品流通局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議するものとする。

b 地方農政局長は、「21世紀へ向けての農政の基本方向」（昭和62年11月28日農政審議会報告）、「土地利用型農作物生産性向上指針について」（平成2年3月農林水産省農蚕園芸局長公表）、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。）等農政に関する各般の施策との整合性に配慮した県基本方針が策定されるよう必要な助

言指導を行うものとする。

イ 市町村振興計画

(ア) 市町村振興計画の策定

市町村長は、県基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定するものとする。

- a 農業生産の総合振興に関する基本方針
- b 効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成方針
- c 農業構造の変化等を踏まえた将来のあるべき農業生産の展開の基本方針
- d 将来の農業生産のモデルとなりうる地区の育成のための各種事業の導入方針
- e 地域輪作農法の展開方針
- f 生産性の高い転作営農等の展開方針
- g 指導推進体制の整備方針
- h その他必要な事項

(イ) 市町村振興計画の認定

a 市町村長は、市町村振興計画を都道府県知事に提出して、その認定を受けるものとする。

b 都道府県知事は、aの認定に当たり別に定めるところにより地方農政局長に協議し、その認定を行うものとする。

ウ 県基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

(ア) 都道府県知事又は市町村長は、県基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い、必要に応じて当該県基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

(イ) 県基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は、ア又はイに準じて行うものとする。

(2) 事業の実施

ア 事業の実施方針

(ア) 先進的農業生産総合推進対策事業は、地域の実情に応じつつ、本対策の各種事業を適切に組み合わせるとともに、畜産活性化総合対策（畜産活性化総合対策基本要綱に基づく畜産活性化総合対策をいう。）との総合的实施に配慮するほか、農村地域農政総合推進事業（農村地域農政総合推進事業実施要綱（昭和56年4月2日付け56構改A第716号農林水産事務次官依命通達）に基づく事業をいう。）等各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。特に、水田営農活性化対策（水田営農活性化対策実施要綱に基づく水田営農活性化対策をいう。以下同じ。）の着実な推進に資するように十分留意するものとする。

(イ) 先進的農業生産総合推進対策事業は、市町村振興計画（ただし、都道府県の区域を対象とする広域的

な事業等にあつては、県基本方針とする。)に基づき実施するモデル性を有した事業であり、事業の実施主体が事業実施計画を作成し、おおむね5年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

(ア) 先進的農業人材育成確保対策事業

この事業は、企業的営農の展開を目指す経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するほか、これらの経営体を支える青年農業者を始めとする優れた人材の育成確保等を総合的に推進するものとする。

(イ) 先進的農業生産推進対策事業

この事業は、生産性の高い農業の実現、高品質な農産物の生産、環境保全に配慮した農業の展開等先進的な農業生産の推進のため、次に掲げる事業を実施するものとする。

a 生産性向上促進対策事業

この事業は、水田及び畑作地域において、「土地利用型農作物生産性向上指針」等に沿った効率的な生産単位の形成を基本に、多様な地域条件に対応した地域農業生産システムの構築及び地域輪作農法の推進を行うほか、先進的な技術の導入による果樹及び養蚕の省力化等一層の生産性の向上を促進するためのモデル地区の育成等を図るために必要な条件整備等各種事業を地域の実情に応じて総合的に実施するものとする。

b 高品質生産流通合理化促進対策事業

この事業は、果樹、野菜等に対する消費志向の多様化に対応して、高品質農産物の生産及び流通の合理化のための体制整備を行うとともに、最新の機械、情報処理、バイオ技術等の活用と農業者自らの創意工夫による生産技術の高度化、新たな需要の創出につながる多様な農業の展開を支援するためのモデル地区の育成等を図るために必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

c 生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は、生産性の向上及び高品質生産の実現のために、持続的な生産基盤となる地力の増進、優良種子種苗の供給等基礎的条件の整備を進めるために必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

d 産地再編等特別整備事業

この事業は、国際化の進展等の中で早急に生産性の向上と品質の安定を図る必要のある作物についての産地の再編及び畑作地域における畑作生産基盤の改善の支援のための緊急的な条件整備等各種事業を実施するものとする。

e 環境保全型農業総合推進事業

この事業は、長期的視点から環境保全と農業の持続

的再生産を可能とする環境保全型農業を推進する体制整備及び実践のために必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

f 水田営農活性化対策推進事業

この事業は、水田営農活性化対策の趣旨に沿って、水稻作・転作を適切に組み合わせた望ましい経営の確立を図りつつ、生産性の高い転作営農等の確立を図るため、これに必要な条件整備を実施するものとする。

g 生産安定化緊急促進対策事業

この事業は、気象条件に左右されにくい安定的な生産基盤の確保を図るため、冷害に強い生産技術を導入するほか、これに必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

(ウ) 農業生産体制強化総合推進対策事業

この事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う国際化の進展に対応した国内農業の生産体制の強化を図るため、経営体の育成を加速化する共同利用施設の整備等を緊急に実施するものとする。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業の実施主体……都道府県、市町村、農協、農業者団体等

(イ) 補助率……定額、6/10、1/2、4/10、1/3

(ウ) 対象地域……おおむね3,000市町村

表4 予算額

	6年度
先進的農業人材育成確保対策事業	22億円
先進的農業生産推進対策事業	335億円
生産性向上促進対策事業	119億円
高品質生産流通合理化促進対策事業	70億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	16億円
産地再編等特別整備事業	45億円
環境保全型農業総合推進事業	10億円
水田営農活性化対策推進事業	52億円
生産安定化緊急促進対策事業	25億円
農業生産体制強化総合推進対策事業	145億円
推進指導費	2億円
合 計	504億円

第3節 主要農作物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物(稲、麦、大豆)の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定供給を図ることが重要である。

このため、主要農作物種子法に基づき、①都道府県が奨励しようとする優良品種を決定するための調査、②都道府県における主要農作物の原原種・原種はの設定、③優良種子を供給するために都道府県が行う種子生産は場の審査及び生産物審査、④優良な種子の生産及び普及のために都道府県が種子生産者団体等を行う指導、⑤奨励品種決定調査の効率化及び精度の向上、原原種・原種生産の近代化及び原原種・原種必要量の増大に対応した生産体制の整備のための機械・施設等の導入、⑥主要農作物の優良新品種の早期普及を図るための特別増殖はの設置の採種管理等事業を実施したほか、消費者のニーズに即した品質を有する奨励品種決定の迅速化、的確化のための特性データベースの整備と品質特性評価システムを確立するための事業を実施した。また、先進的農業生産総合推進対策において、高能率な種子生産団地を育成するための主要農作物等種子生産条件整備事業を実施したほか、災害に備え再生産を確保するための種子備蓄体制を整備する生産安定化緊急促進対策事業等を実施した。

(予算額 4億5,372万円)

2 米 生 産 対 策

(1) 生 産 動 向

平成6年度の水稲作付面積は、転作緩和により2,200千haと前年に比べて73千ha増加し、収穫量は11,961千tと大幅に増加した。

これは、前年産が未曾有の不作となり、76千haの転作緩和が実施されたことに加えて、田植期以降全国的に高温・多照の天候に恵まれ、台風や病害虫による被害も少なく、生育及び登熟共に良好であったため、作況指数は109の「良」となり、10a当たり収量では544kgという史上最高を記録したためである。

(2) 生 産 対 策

平成5年の冷害を踏まえ、新たに水稲の生産の安定化を緊急に図るため、指導体制の整備、生産安定化技術の実証及び生産条件の整備を行い、気象条件に左右されにくい生産態勢を確立するとともに、多面的な需要に対応した米づくりを推進するため、品種構成の適正化、新品種の導入促進等の取組を展開した。

水稲を中心とする土地利用型農作物の生産性向上を強力に推進するため、「土地利用型農作物生産性向上指針」及び平成4年6月に公表した新政策において示した「望ましい稲作経営の展望」に沿って、効率的・安定的な経営体を中心とする効率的な生産単位の形成、集落機能を活用した生産の組織化、地域輪作農法の面的な拡大、カントリーエレベーター等基幹施設の整備、

集団営農用機械の導入等各種対策を集中的・計画的に実施し、それらの有機的連携による合理的な生産体制（地域農業生産システム）の構築を推進した。

また、水田農業において、普及性の高い新技術を組み合わせた生産性の高い水田農業経営の実証を行うとともに、新たに、現行の機械移植による稲作の大幅な省力化、低コスト化を図るための直播技術体系を早急に確立・普及するため、生産現場における実証・普及を行った。

さらに、中山間地域等生産コストの低減を早急には図り難い地域の稲作については、地域の創意工夫を生かしつつ消費者ニーズに応じた多様な生産を行う産地の育成を図ることとし、そのための条件整備を行った。

このほか、サイロ冷却方式等の活用によって高品質・低コストな乾燥・貯蔵技術の確立を推進した。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、稲作生産体制の抜本的な強化を推進するため、経営体育成の加速化に資する共同利用施設等の整備を実施した。

(予算額 138億6,815万円)

3 麦生産振興対策

(1) 生 産 動 向

麦の作付面積は、48年産では15万4,800haまで減少したが、49年度からの麦生産振興対策の強化、53年度からの水田利用再編対策における特定作物への指定等により着実に回復し、元年産では39万6,700haとなった。しかし、その後、早期水稲との作期競合、作柄不良等による収益性の低下、転作等目標面積の緩和等により、5年連続して減少し、6年産については対前年比18%減の21万4,300haとなった。生産量については、二条大麦、六条大麦、裸麦の作柄は平年並みないし良かったものの、小麦については、主産地の北海道で雪腐病の発生があったこと等により作柄がやや悪かったこと等から、全国4麦計では対前年13万1,600t減の78万9,600tに減少している。

(2) 生 産 対 策

麦は、合理的な輪作体系の確立、水田農業の確立等我が国の土地利用型農業の健全な発展を図る上で重要な作物であるが、近年、大幅な内外価格差の存在、実需サイドからの品質の高位安定化・物流の合理化に対する要請が強まっており、生産性の向上、品質・物流の改善が基本的な課題となっている。

このため、先進的農業生産総合推進対策のうち生産性向上促進対策事業において、土地利用型農作物の生産性向上を実現するため、合理的輪作体系・効率的生

産単位の形成の促進、基幹施設の整備、営農用機械の導入等の各種対策を集中的・計画的に行った。また、麦主産地形成特別事業において、麦作の主産地化の一層の推進及び裏作の振興を図るため、主産道県において今後とも安定的に良質な麦を生産する地域を麦作重点振興地域として位置付け、地域内の麦作改善に必要な濃密指導、条件整備を実施するとともに、裏作振興を図るため、期間借地による規模拡大を推進した。

この他、麦品質評価システム整備事業において、国産麦の加工適性等の品質に対する関係者の認識の統一を図るため、実需者、生産者、研究者等が一体となって、品種育成の後期段階からの品質評価、既存品種の品質低下の防止策の検討を行うとともに、必要に応じた品質評価手法の改善のための体制を整備した。

(予算額 126億9,500万円)

4 大豆生産振興対策

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、53年の水田利用再編対策の開始に伴って大幅に増加したものの、転作等目標面積の緩和等により、平成6年産では、6万900haとなっている。

また、生産量は単収の伸び悩みと作付面積の減少により62年産以降減少基調にあるが、特に平成2～5年産については、登熟期間中の台風・長雨による被害等により、各々作況指数、85、77、96、66と作柄が良くなかったため大幅に減少した。6年産についても都府県における高温・少雨等の影響により、10a当たり単収は162kg、生産量は9万8,800tとなった。

(2) 生産振興対策

先進的農業生産総合推進対策において、大豆生産に本格的に取り組む主産地の形成を図るため、推進指導体制の再構築、良質・安定多収技術マニュアルの作成、新栽培技術のモデル実証等を行うとともに、共同利用機械・施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備を総合的、集中的に実施した。

また、地域条件を生かした黒大豆等の特定用途大豆について、需要者との密接な連携の下に産地形成を図るため、生産条件の整備等に対して助成を行った。

(予算額 11億6,691万円)

5 農業生産体制整備技術実用化促進事業

大学、民間等における学識経験者を組織し、その指導の下に、新作物の導入及び農産物の生産・流通に関する技術の実用化を促進するため、次の事業を実施した。

①新作物の探索・導入調査、②アマランサス等機能性食材に関する生産流通技術の実証、③農業への転用可能な他産業分野等で利用されている先端技術の収集調査、④土壌及び作物体を簡易・迅速・的確に分析・診断する機器の実用化、⑤米等の新方式による低コストな乾燥技術の実用化、⑥近赤外分光分析機器等を活用した農産物の品質測定評価技術の実用化、⑦有機物局所施用機の実用化、⑧有機農産物等の生産・出荷に関する標準的管理方式等の策定、⑨さとうきび植付作業、株出管理作業の機械を導入した栽培管理機械化技術の実用化

(予算額 1億3,389万円)

6 新作物等生産振興対策

転作の円滑な推進及び農業生産の安定的拡大を図るため、ハトムギ等新作物の優良種子確保体制の整備及び契約栽培の推進による生産の拡大と流通体制の整備等を実施した。

(予算額 1,778万円)

第4節 土壌保全対策

1 土壌環境調査事業

土壌の変化を時系列的に把握し、適切な土壌管理の実施を図るため、全国農用地を対象に選定された調査地点(20,000点)において、年次計画により土壌管理実態調査及び土壌調査を実施した。

また、当該地域の代表的な土壌条件の地点(1県平均3か所)において、営農条件を一定にしたほ場を設置し、地力の経年変化等を調査する一般調査及び全国6か所に設置した地力変動観測施設により、養分の収支の経年変化を調査する精密調査を実施した。

(予算額 2,839万円)

2 環境保全型栽培基準設定調査事業

環境への影響にも配慮した施肥基準等栽培基準の設定に資するため、環境保全に配慮した農業生産を行うに当たって不良な要因を有する土壌について、その要因の解明、新たな栽培基準の設定・適用に当たって把握すべき土壌条件の解明等のための現地調査を行うとともに、主要な作物について土壌条件に対応したより効率的な肥培管理、土壌管理等を確立するための栽培試験を行った。

(予算額 6,354万円)

3 地力増進体制整備事業

地力増進地域制度の推進を図るため、地力増進対策指針の早急な策定、それに基づく重点的な指導を推進するとともに、地域農業改良普及センターにおける土壤診断体制の整備等を行った。

(予算額 1,276万円)

4 環境保全機能向上土壌・施肥管理技術確立事業

農業生産の効率化と農業が本来持つ優れた環境保全機能を一層向上させる農業技術の確立のため、有機物や化学肥料の施用等により土壌から発生する温室効果等ガス（メタン及び亜酸化窒素）の発生量を調査するとともに土壌からの温室効果等ガスの発生及び施肥窒素の溶脱を制御する営農手法について調査試験を行った。

(予算額 1億5,039万円)

5 土壌汚染防止対策事業

土壌汚染防止法に基づく「農用地土壌汚染対策計画」の策定等の基礎資料を得るため、現地改善対策試験を実施するとともに、これらの試験成績等をもとに対策計画を策定した。

(予算額 606万円)

6 小規模公害防除対策事業

重金属による農用地土壌の汚染に起因して、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されること等を防止するため、土壌汚染地域において、排土・客土等の事業を実施した。

(予算額 3,144万円)

7 カドミウム汚染米発生防止対策事業

休廃止鉱山地域であって、カドミウム汚染米の発生した地域及びその恐れが著しい地域において、土壌改良資材の投入及び合理的な水管理を行うことによりカドミウム汚染米の発生を抑制し、カドミウム土壌汚染による農業被害の軽減を図ることをねらいとした事業等を実施した。

(予算額 1,852万円)

8 土壌保全対策管理事業

我が国農耕地土壌について環境保全上の問題点的な把握を行うため、土壌データ、気象データ等を用いて農耕地の環境保全的な視点からの評価図を作成す

るシステム等を構築する農耕地環境保全情報システム開発事業を実施するとともに、土壌改良資材品質表示制度の円滑な運営を図るため、その流通及び消費の実態を把握するとともに、施用効果の検定方法の開発等を行う土壌改良資材品質表示制度推進事業を実施した。

(予算額 7,739万円)

第5節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足したが、6年度においては、特定地域新部門導入資金を創設したほか、生産方式改善資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金の拡充を図った。

1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

6年度においては、生産組織育成に係る資金の貸付対象範囲、償還期間及び据置期間の延長による拡充、水田作、畑作、野菜、花き、畜産及び養蚕に係る資金の貸付対象機械・施設等の追加等による拡充等を図った。

2 特定地域新部門導入資金

本資金は、6年度にウルクアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として創設し、中山間地域等農業の生産条件が不利な地域において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営を開始するのに要する資金を貸し付けるものである。

3 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため、農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

4 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

6年度においては、中山間地域等において排水施設等を導入するのに要する資金の創設による拡充を図った。

表5 農業改良資金貸付実績の推移

年度	生産方式改善 資金	特定地域新部門 導入資金	経営規模拡大 資金	農家生活改善 資金	青年農業者等 育成確保資金	(単位：千円)	
						合 計	
60	24,104,492	—	116,027	1,151,510	8,588,316	34,010,345	
元	37,071,375	—	117,399	729,644	6,098,257	44,016,675	
3	41,424,938	—	62,595	501,173	4,443,401	46,432,107	
4	38,262,729	—	115,948	508,631	5,301,388	44,188,696	
5	34,326,833	—	63,499	559,050	6,805,242	41,754,624	
6	30,869,619	25,877	48,742	528,962	7,108,241	38,581,441	

5 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

6年度においては、青年農業者が経営を開始する場合における貸付限度額の引き上げ等の拡充を図った。

第6節 環境保全型農業の総合的な推進

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境にやさしい特質を最大限に活用することができるよう各種の施策を総合的に実施した。

1 農業の有する環境保全機能の維持・増進

農地・農業用水路等の有する生物の保全等環境保全機能の維持増進を図るための技術的な指針等の策定を行うとともに、農業・農村が有する国土・環境保全機能の維持増進に配慮した農業・農村整備のあり方を検討したほか、最新の技術、知見の基づく生態系保全工法の効果等についての実証調査を行った。

また、農業農村整備事業に関し、広域的に水質問題等が生じている地域において、環境への負荷軽減を図るための調査検討を行ったほか、農村地域の環境保全を効率的・総合的に推進していくために必要となる農村地域の環境診断手法及び環境保全対策手法の確立・普及のための調査検討を行ったほか、道府県において当該事業の実施に際し保全すべき環境の目標や環境保全対策の基本的考え方を定めた指針の策定を推進した。

2 環境保全型農業技術の開発・普及

環境保全と農業の持続的再生産を可能とする新たな農法を展開する観点から、

ア 全国的な環境保全型農業の展開を図るため、市町村における「地域環境保全型農業推進方針」の策定とその実践のための施設整備等を推進した。

イ 環境保全型農業の推進の基礎となる技術の確立等を図るため、環境への影響にも配慮した施肥基準の設定のための調査を実施するとともに、病虫害の防除要否の判断基準を設定したほか、水質影響に配慮した農薬の使用指針を策定し、農薬の適正使用の指導を行った。

ウ 農林水産生態系における環境負荷物質の動態、生物相の変動等の環境容量を把握するための総合的モニタリング手法の開発等の調査・研究を実施するとともに、都道府県が行う環境保全型農業技術体系の開発のための試験研究への支援を実施した。

エ 消費者ニーズへの対応及び地域農業の振興の観点から、有機農業等の技術情報の収集・提供、生産・流通・消費段階の実態把握調査等を行ったほか、産地育成等その振興に努めた。

3 農業分野におけるリサイクルの推進

農業関係排出物等のリサイクル利用を推進する観点から、各種の地域未利用有機物資源をコンポスト化し土壌に還元する体制の整備、家畜ふん尿等の有効利用を促進するための還元草地の整備、体制の確立、処理利用施設の整備等を行った。

また、家畜排泄物の処理を低コスト・高度化し、それらの未利用資源を有効に利用するための技術を開発するための研究を実施した。

第7節 肥料対策

1 肥料の需要・価格等

肥料の価格及び供給の安定を図るため、肥料の需給見通しの作成や、肥料関係の実務者を中心として構成される肥料懇談会の開催等による肥料関係者への積極的な情報提供等を行った。

表6 化学肥料の需給量（6肥料年度）

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	603(601)	336(384)	37 (32)	976(1,017)
輸入	157(157)	364(341)	452(455)	973 (953)
内需	580(600)	704(728)	480(489)	1,764(1,817)
輸出	183(178)	6 (6)	5 (6)	194 (190)

単位：成分千t （ ）は5肥料年度の数字である。

表7 主要3肥料の全農供給価格

(単位：円／t, %)

	5肥料年度	6肥料年度	前年比
硫酸アンモニア	24,150	23,750	△1.66
尿素	41,600	40,600	△2.40
高度化成(15-15-15)	64,300	63,400	△1.40
14品目の加重平均	—	—	△1.38

(注) 尿素の価格は6肥料年度上半期（6年7月～12月）の価格である。

(1) 化学肥料の需給概要

平成6肥料年度（平成6年7月～平成7年6月）においては、輸入、輸出は前年を上回ったが、生産、内需は前年度を下回った。生産は窒素、加里は増加したもののりん酸が減少したことにより97万6千t（三成分合計量。以下同じ。対前年比96%）、輸入はりん酸が増加したことにより97万3千t（同102%）、内需は三成分ともに減少し176万4千t（同97%）、輸出は硫安が増加したことにより19万4千t（同102%）となった。

(2) 6肥料年度価格

6肥料年度の主要肥料価格は、5肥料年度比、14品目平均で1.38%の引下げとなった。

(3) 肥料の環境保全的品質情報普及事業

環境保全型農業を推進するために、環境にやさしい肥料等の効果、特性等に関する情報を適切に判断し、提供及び指導するための体制整備を行うために、農協等関係者の協力の下、品質に関する情報提供及び指導能力を有する専門家の育成を行うとともに、専門家の指導ガイドラインを作成するために肥料の環境保全的品質情報普及事業を新たに実施した。

(予算額 471万円)

(4) 肥料低コスト対策推進事業

肥料費の節減を推進するため、ばら流通やフレコン流通等低コストな流通方式を確立・実証し、総合的な肥料等の節減を図る肥料低コスト対策推進事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 403万円)

(5) 肥効調節型肥料導入実験事業

環境保全機能向上農業技術確立事業の一環として、肥料の分野においても、環境負荷のより少ない“環境に

やさしい肥料”の実証確認、利用方針の作成等を行う肥効調節型肥料導入実験事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 2,518万円)

(6) 再生有機肥料安定供給推進事業

良質な有機肥料の安定供給体制を新たに確立するため、有機肥料の生産、流通等の実態調査及び未利用有機物の肥料化実験等の結果を踏まえて未利用有機物の肥料化の基本方針を作成し、肥料を介した資源の循環利用の促進に資するための再生有機肥料安定供給推進事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 2,501万円)

(7) 汎用性肥料普及推進事業

最近、肥料は多様なものが小袋で販売されていることから価格に占める流通経費の割合が高くなっており、汎用性肥料の普及を通じた大ロット化により、物流の機械化等、流通の効率化・合理化を進めていくことが重要である。この普及推進を図るため、汎用性肥料普及推進事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 211万円)

2 肥料の品質保全

(1) 肥料の公定規格等の改正

6年12月26日付け農林水産省告示第1736号により、普通肥料について、2種類の規格の設定及び5種類の規格の一部改正を行った。

(2) 肥料の登録

6暦年における肥料取締法（昭和25年法律127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,052件、有効期間更新数は3,173件、6年末の有効登録数は13,705件であった。

(3) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく6暦年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は1,838件、6年末の有効届出数は24,219件であった。

(4) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく6暦年における農林水産省肥飼料検査所の立入検査成績は、分析検査標品7,438点中、不合格数162点で、不合格率2.2%であった。

(5) 調査試験等

農林水産省肥飼料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、肥料及びその原料に対する幼植物試験等各種調査試験を行うとともに、各種有機質資材の品質調査、肥料分析法の検討を行った。

3 高機能肥料生産基盤技術の開発

生態系と調和した高機能肥料や農産物の品質向上機能等を有する有機質肥料等の開発・実用化を産・学・官の連携の下に促進する必要がある。

このため、有機質肥料生物活性用技術研究組合が行う生態系調和型高機能肥料等の研究開発に対して助成を行った。

(予算額 4,559万円)

第8節 農業機械化対策

1 農業機械化関係

(1) 農業機械総合対策推進事業

農業を取り巻く厳しい状況の中で、農業機械化の推進による生産性の一層の向上を図るためには、低コスト農業実現に向けた機械費節減の推進、農作業安全、新しい機械の開発改良の推進等の課題に対する取組を強化する必要がある。

このため、農業機械利用技能者の育成、遊休機械の流通促進、シンプル農業機械の普及推進、中山間地域の農業機械化の推進、全国的な農作業事故防止運動の展開等に重点を置いた諸施策を総合的に展開した。

ア 低コスト農業機械化等総合推進事業

農業機械の適正な導入、効率的な利用等に関する総合的な推進方策を検討するとともに、これに基づき、農業機械の利用技能者の育成、中古・遊休機械の活用促進、基本性能を重視した廉価な農業機械の普及の促進、農業機械のリース及びレンタル方式の推進を実施した。

イ 中山間地域農業機械整備促進事業

中山間地域の特性を生かした地域特産作物生産の機械化を促進し、生産性の向上を図るため、既存機械に改良を加えることにより、地域特産物の特性等に応じた機械の整備を実施した。

ウ 農作業事故防止推進事業

農作業による死亡事故は、年間350～400件程度発生しているが、近年、特に高齢層の機械利用に伴う事故や、道路走行時の事故が多くなっている。今後、農業機械の大型・高性能化の進展、高齢者・女性の機械作業機会の増大が一層見込まれるため、これらに対応した農作業事故防止対策を強力に展開する必要がある。

このため、農作業事故ゼロを目指して、農作業事故防止運動を全県的に展開するとともに、地域ぐるみで

の総合的な安全対策を実施する拠点となるモデル地区を設置した。

(予算額 1億9,639万円)

(2) 農業機械利用総合対策中央推進事業

低コスト農業の実現に向けた農業機械の適正導入・効率利用の促進、農作業事故ゼロを目指した農作業事故防止運動の実施等を円滑かつ効果的に推進するためには、行政と農業団体とが一体となって事業の推進に取り組む必要がある。

このため、農業団体において、農業機械の効率利用共励会の開催、シンプル農業機械等の導入促進のための検討会及び現地研究会の開催、農業機械士等の資質向上に対する支援、農作業事故防止運動全国会議の開催及び農作業事故補償対策現地指導等の推進を実施した。

(予算額 556万円)

(3) 農作業安全確保啓発広報委託事業

農業機械使用等による農作業事故を未然に防止し、農作業の安全を確保するため、農業機械士が実施している安全性のチェック方法や安全性の高い機械利用技術等と新たな危険回避資機材を組み合わせた最も効果的な事故回避手法を明らかにするとともに、これを広く農業者に啓発、普及することにより、安全意識の高揚と安全な農作業の実施を促進するため、(社)日本農業機械化協会に委託した。

(予算額 1,628万円)

(4) 土地利用型地域農業生産システム確立事業

(先進的農業生産総合推進対策)のうち農業機械銀行活動強化等

生産性の高い土地利用型農業を実現するため、地域の有機的連携による合理的な生産体制(地域農業生産システム)を構築する必要があるが、そのシステムの中で重要な役割を占め、担い手農家の実質的な規模拡大と機械の効率利用を促進する農業機械銀行方式による担い手支援サービスを充実・強化することが広く求められている。

このため、受託者の不足、年間を通じた受託作業量の不足により事業の活性化が阻害されている農業機械銀行において、広域での受託者の掘り起こし、新規受託者への機械利用技能研修、年間就業機会確保のための受託作業範囲の拡大・安定化、貸付用機械の整備等の活動強化を図った。また、農業機械銀行の育成が必要な状況にある畑作地域等においては、機械利用改善計画の策定及びこれに基づく農作業の仲介あっせん等を実施する農業機械銀行を育成した。

(予算額 2億1,440万円)

(5) 農 機 具 検 査

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第6条の規定に基づき、農機具型式検査を次のとおり実施した。

また、型式検査合格機のその後の性能・構造等をチェックし、検査の成果を確保することを目的とした事後検査を農用トラクター（乗用型）等3機種について実施した。

表 8 農機具型式検査の実施状況

	合格型式数
農用トラクター（乗用型）	36型式
田植機（土付き苗用）	0型式
動力噴霧機（走行式）	0型式
スピードスプレヤー	0型式
コンバイン（自脱型）	4型式
コンバイン（普通型）	2型式
ポテト・ハーベスター	1型式
ビート・ハーベスター	1型式
ビーン・ハーベスター（集束型）	0型式
農用トラクター（乗用型）用安全	
キャブ及び安全フレーム	57型式
計	101型式

(6) 農業機械化研修

6年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

農林水産省職員研修	139名
基本研修	159名
農業施策研修	272名
特別研修	113名
計	683名

(7) 農業機械化審議会

6年11月1日に検査部会が開催され、7年度において型式検査を行う農機具の種類について審議された。

検査を行う農機具の種類は平成6年度と同じ10機種とする旨の答申がなされた。

2 生物系特定産業技術研究推進機構
（農業機械化促進業務）

生物系特定産業技術研究推進機構は、農業機械化の促進のための試験研究、農機具の検査・鑑定等の業務（農業機械化促進業務）を行っている。

農業機械化促進業務においては、6年度には政府から4億7,725万円の出資を得て、生研機構で開発した機械の実用化を促進する事業者への出資、恒温・恒湿施設の改修並びに研究の促進、検査等業務の効率化を図るために必要な設備備品の整備等を行った。

平成5年度から開始された高性能農業機械等の緊急

開発については、平成5年度の野菜接ぎ木ロボット等4機種に続いて、平成6年度にはキャベツ収穫機等8機種が開発されている。なお、6年度に実施した主要な業務は次のとおりである。

（予算額 24億9,474万円）

(1) 基礎技術研究部

メカトロ、バイオ、耐久性等基礎的先導的研究を重視し、農業機械全般に共通する応用基礎的な研究を実施した。

ア メカトロニクス研究

イ バイオエンジニアリング研究

ウ 安全人間工学研究

エ 耐久性工学研究

オ 資源環境工学研究

(2) 生産システム研究部

水田作及び畑作における一層の高効率高位生産を図ることを目的として、農業機械・施設の開発改良研究を実施した。

ア 土壌管理システム研究

イ 栽植システム研究

ウ 生育管理システム研究

エ 収穫システム研究

オ 乾燥調整システム研究

カ 大規模機械化システム研究

(3) 園芸工学研究部

高品質園芸作物を低コストで生産するため、工学的な面から効率的な生産手段を確立する研究開発を実施した。

ア 果樹生産工学研究

イ 野菜生産工学研究

ウ 園芸調製貯蔵工学研究

(4) 畜産工学研究部

畜産関連機械の工学的手法による開発改良研究を実施した。

ア 飼料生産工学研究

イ 飼料調製利用工学研究

ウ 飼養管理工学研究

(5) 評価試験部

農業機械化促進法に基づき、農用トラクター（乗用型）をはじめ10機種を対象に農機具型式検査を実施したほか、計測法等の研究を実施した。

ア 原動機第1試験（農用トラクター（乗用型）等）

イ 原動機第2試験（農用トラクター（歩行型）等）

ウ 作業機第1試験（田植機等）

エ 作業機第2試験（コンバイン等）

オ 安全試験（安全キャブ及び安全フレーム）

(6) 鑑 定

農業機械化の促進に資するため、製造業者等の依頼に応じて農業機械の鑑定事業を評価試験部を中心に実施した。6年度は、①安全鑑定については7機種204型式(適合型式数)、②任意鑑定については9機種12型式、③総合鑑定については1機種2型式(公表型式数)の鑑定を行った。

(7) 企 画 部

企画部においては、①農業機械化の背景・問題点に関する調査、②内外における農業機械の研究開発動向調査、③図書・資料の収集管理サービス、④ショールーム・資料館の運営、⑤内外の新機種情報の収集・評価と利用者への提供等を行った。

第9節 植物防疫対策

1 病 害 虫 防 除

(1) 発 生 予 察 事 業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等を対象として全都道府県において事業を実施した。また、農蚕園芸局でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

6年度の稲の病害虫についてみると、葉いもちの発

生が、昨年の大発生の影響で病種子が多かったことや春先からの高温により全国的にやや多～多となったが、その後の空梅雨や猛暑・干ばつで伸展せず、穂いもちの発生は平年並以下の発生にとどまった。紋枯病は、関東、近畿及び中国四国の一部を除き平年並以下となった。

セジロウンカ及びトビイロウンカは、飛来数が少なく、増殖には好適な夏期高温となったが、ごく限られた地域で発生した他は少発生であった。

稲以外では、さつまいも・大豆のハスモンヨトウ、果樹全般・茶のハダニ類及び野菜のヨトウムシ類・コナガ等が多発生した。

病害虫の発生、防除状況は表9のとおりである。

(2) 植 物 防 疫 組 織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の高速化、技術の多様化等に対応するため1県1所を目途とした統合整備を推進し、体制の強化を図るとともに発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用の指導等を行った。また、市町村段階に病害虫防除員を設置し病害虫発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設定、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

表9 病害虫発生状況及び防除状況(10月1日現在)

病 害 虫 名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概 評
(稲) 葉いもち	752	1,947	東北を除きやや多～多
穂いもち	369	2,618	少
紋枯病	893	1,563	関東、近畿及び中国四国の一部でやや多
もみ枯細菌病	80	178	東北、関東、北陸、東海及び近畿の一部でやや多
セジロウンカ	716	1,299	東北の一部でやや多、西日本は少
トビイロウンカ	91	1,082	少
コブノメイガ	345	633	九州の一部でやや多～多
イネミズゾウムシ	1,193	1,153	一部地域でやや多～多の他は平年並
(麦) 赤かび病	70	194	少
雪腐病	43	78	少
(大豆) ハスモンヨトウ	21	36	関東以西の地域で多
(果樹) カンキツ黒点病	54	281	一部でやや多の他は平年以下
カンキツかいよう病	18	69	一部でやや多～多の他は平年並以下
リンゴ黒星病	5	309	やや少～少
リンゴ斑点落葉病	19	369	一部でやや多の他は平年並～やや少
ナシ黒斑病	4	88	関東、北陸、近畿及び中国の一部でやや多～多
ナシ黒星病	3	145	一部地域を除いて平年並以下
ブドウべと病	3	64	やや少～少
(果樹共通) カメムシ類	14	84	ナシ及びカキでは関東以西の一部でやや多～多
(野菜) 疫病	4	83	一部を除いて平年並以下
アブラムシ類	72	387	やや多
ハダニ類	27	104	やや多～多

(3) 病害虫防除対策

病害虫の防除を有効、適切かつ環境に配慮しながら実施するため植物防疫総合推進事業において天敵利用技術等の高度防除技術を導入した防除方法の確立及び体系化に加え、生物的、化学的、物理的制御技術等を有機的に結合した総合的被害防止技術の実用化、土壌病害虫の発生程度に対応した環境に影響の少ない防除技術の確立・定着を図った。また、環境に配慮した効率的な防除を実施するための地域発生予察技術の確立を図った。

また、外国から新たに侵入した重要病害虫の撲滅を図るとともに特殊な病害虫の地域的、突発的な発生等に対処するため、その緊急防除を実施する特殊病害虫緊急防除事業として、アリモドキゾウムシ等を対象に、防除等を実施した。

(4) 農林水産航空事業

6年度における農業関係の空中散布面積は、水稻防除139万5千ha、果樹防除5千ha、畑作物防除2万1千ha、畜産関係3千ha、ミバエ類防除312万1千ha、計454万5千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は56万6千haで、水稻作付け面積の25.7%にあたり、関係農家数は72万4千戸、総農家数の29.4%で、年平均2.5回の散布が行われた。水稻防除の剤型別散布面積割合は、液剤97.0%（液剤散布44.6%、微量散布40.5%、液剤少量散布11.9%）、粒剤2.3%、微粒剤0.8%となっている。

林業関係では、松くい虫防除16万6千haと野そ駆除13万1千haが主であり、松くい虫以外の害虫防除0.7千ha、除草2千haなどで計30万1千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として7万1千haであった。

(5) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録に当たり、その安全性について関係省庁と連携を図りながら検査を実施した。

安全な農産物の生産確保及び生活環境の保全を図る観点から、農産物及び土壌における農薬残留の追跡実態調査を実施したほか、使用実態、残留分析、結果等を踏まえた農薬の安全使用を推進し、消費者に農産物の安全性について周知するための体制の整備を図った。

一方、農薬による危害防止については、農林水産省、厚生省、都道府県の共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底についての啓発宣伝、講習会の開催、医療機関との連携の基づく中毒者の処置体制の確立、農薬事故の

実態把握を実施するとともに、農薬販売業者及び防除業者に対して研修会を実施し、関係法令の遵守、農薬安全対策に関する認識の徹底を図った。

また、農薬の水質影響に関するモニタリングを行い、その流出を積極的コントロールする総合的な防除管理システムを構築するための助成を行った。

そのほか、農薬の安全性評価について万全の対策を実施するため、財団法人残留農薬研究所に対し、農薬の毒性等に関する試験技術の確立に必要な経費を助成した。

2 農薬の需給及び登録検査取締り

(1) 農薬の生産出荷

6農薬年度（5年10月～6年9月）の農薬の生産額は、4,396億円（前年比1.9%増）出荷額は4,206億円（同1.2%増）となっており、生産額、出荷額共に増加した。

(2) 農薬の輸出入

6農薬年度の農薬の輸出額は前年比5.1%減の552億円であった。主な仕向地の輸出額は、韓国74億円、アメリカ61億円であった。

一方、輸入額は前年に比べ4.5%増の648億円となった。国別輸入先については、ドイツが31.7%を占めて最も多く、次いでアメリカ31.5%、フランス10.8%、スイス8.4%となっている。

(3) 農薬の登録状況

6農薬年度において新たに登録された農薬は380件で、9月末における有効登録件数は5,780件となり、前年同期に比較して102件の減少となっている。

6農薬年度に新規化合物として登録されたものは15種類であった。

(4) 農薬取締り状況

6年度においては151件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を実施したほか、無登録農薬の販売・使用に対する指導取締りを行った。

3 植物検査

(1) 輸出入検査

6年においては、栽植用苗・球根5億6千万個、種子2万8千t、切り花8億本、生果実176万t、野菜98万t、穀類・豆類3,600万t、木材2,300万m³、その他雑品843万tについて、輸入検査を実施し、また、栽植用苗球根等約3万8千件について輸出検査を実施した。

(2) 国内検査

6年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種は及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検査を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ、りんご、ぶどう、もも、おうとう及びなしの母樹について、果樹母樹のウイルス病検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

(3) 緊 急 防 除

鹿児島県西之表市（種子島）及び揖宿郡山川町において発生したアリモドキゾウムシについて、植物防疫法第4章「緊急防除」の規定に基づき、当該地区を防除地区に指定し、他の地域へのさつまいも等の移動禁止措置を実施した。

第10節 種 苗 対 策

1 新 品 種 の 保 護

(1) 品 種 登 録

農林水産植物の育種の振興と種苗の国際流通の円滑化を図るため、昭和53年12月に発足した種苗法に基づく品種登録制度は、455種類の農林水産植物を保護対象として運用されている。5年度末までに、累計で4,049品種が登録されていたが、6年度には都合8回にわたり計479品種が新たに登録された。

この結果、7年3月末日現在の登録品種数は4,528となった。植物分野別の出願・登録状況は、表10のとおりである。

(2) 種苗特性分類調査委託事業

植物品種保護制度の実施に当たり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの

審査基準を作成する必要がある。

このため、6年度は、野菜2、果樹3、草花類15、きのこ類2の計22種類について、社団法人日本種苗協会等に種苗特性分類調査を委託した。

(3) 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、種苗管理センターにおいて試験を行うほか、都道府県農業試験場等に試験を依頼し、出願品種の区別性、均一性、安定性の有無について調査を行うこととしている。6年度は種苗管理センターにおいて、野菜10種類18点、草花類204種類320点、特殊検定12種類18品種計220種類356点について栽培試験を実施したほか、山形県ほか19都県に栽培試験を委託し、食用作物3種類6点、野菜2種類2点、草花類73種類92点、果樹14種類28点、きのこ6種類6点、計98種類134点について実施した。

(4) 審査技術開発調査委託事業

出願品種の審査に当たって、重要な形質に係る特性について、区別性、均一性、安定性を判定し登録の可否を決定しているが、味、香り、成分等の形質については、光学的・化学的技術等を応用した客観的な測定及び判定技術を確立することが有益である。

このため、6年度においては、ももの果肉の変色の分析法の確立について社団法人日本果樹種苗協会に委託した。

(5) 登録品種流通構造等調査委託事業

登録品種の適正な生産・普及の推進とUPOV条約の改正に対応した新制度の普及定着及び適切な権利保護を図るためには、登録品種の流通実態を踏まえた指導調整が必要である。

このため、6年度は登録品種の生産、流通の実態、

表10 出願・登録状況

区 分 作物分野	出 願 件 数			登 録 品 種 数			取 下 げ 件 数			7年3月末現在 審査中の品種数
	5年度末	6年度	計	5年度末	6年度	計	5年度末	6年度	計	
食 用 作 物	430	46	476	306	39	345	10	5	15	116
工 芸 作 物	87	5	92	65	2	67	1	0	1	24
桑	13	0	13	10	2	12	0	0	0	1
野 菜	672	46	718	501	37	538	64	0	64	116
果 樹	633	36	669	438	35	473	70	3	73	123
飼 料 作 物	94	22	116	65	9	74	1	2	3	39
草 花 類	3,911	664	4,575	1,927	268	2,195	274	63	337	2,043
観 賞 樹	959	143	1,102	618	57	675	41	2	43	384
林 木	15	3	18	9	2	11	0	0	0	7
海 草	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0
きのこ類	173	18	191	107	28	135	3	1	4	52
計	6,990	983	7,973	4,049	479	4,528	464	76	540	2,905

(注) 1. 旧法による出願を含む。2. 登録後に取り消された品種は登録品種数に含まれている。

3. 審査中の品種には、内定公表中の品種が含まれている。